○総務省令第四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ニ、第三十四条第二項及び第三項第一号ロ、第三十八条の二第一項及び第二項並びに第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月二十七日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第四条の四　法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。 ［一　略］ 二　無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第一号に規定するキャリアアグリゲーション技術を用いることができるものの無線局による無線通信 ［2・3　略］ （法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項） 第二十五条の七　法第三十八条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　略］ 四　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）ごとの次に掲げる事項 ［イ～ヲ　略］	第四条の四　［同上］ ［一　同上］ 二　無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものの無線局による無線通信 ［2・3　同上］ （法第三十八条の二第一項で定める事項） 第二十五条の七　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ ［イ～ヲ　同上］
［一　略］	［一　同上］
二　第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム又は同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第一号に規定する携帯無線通信を使用する無線局との間で同令第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いることができるものを使用するものに限る。）であつて特定卸電気通信役務以外のもの（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電	二　第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は電気通信事業者の電気通信事業の用に供する携帯電話若しくはＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号に規定するＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム及び同条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。）であつて特定卸電気通信役務以外のもの（通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。
［一・二　略］	［一・二　同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］

気通信設備をいう。）向けに提供するものを除く。）	

［五　略］

（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲）

第二十五条の七の五　法第三十八条の二第二項の総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次に掲げる電気通信役務（当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。）以外のものとする。

［一　略］

二　携帯電話（様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するものに限る。）又は全国ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国ＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムを使用するものに限る。）

［三　略］

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

１　音声伝送交換機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送役務にかかる費用	契約数連動費用	トラヒック連動費用	接続料対象外費用	接続料原価	
					音声伝送交換機能	ＳＭＳ伝送交換機能
営業費						
運用費						
施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料						

）向けに提供するものを除く。以下この表において同じ。）	

［五　同上］

（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務の範囲）

第二十五条の七の五　［同上］

［一　同上］

二　携帯電話（様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システムを使用するものに限る。）又は全国ＢＷＡアクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の二に規定する全国ＢＷＡアクセスサービスであつて、無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同条第十二号及び第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式の他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いるこれらに準ずる無線アクセスシステムであつて、これらと同等の機能を有するものとして総務大臣が別に定めるものを使用するものに限る。）

［三　同上］

様式第17の４の２（第23条の９の３関係）

１　音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出

	音声伝送役務にかかる費用	契約数連動費用	トラヒック連動費用	接続料対象外費用	接続料原価		
					音声伝送交換機能	ＭＮＰ転送機能	ＳＭＳ伝送交換機能
営業費							
運用費							
施設保全費							
共通費							
管理費							
試験研究費							
研究費償却							
減価償却費							
固定資産除却費							
通信設備使用料							

租税公課						
合計						

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ハに掲げる機能をいう。

［２　略］

［削る］

３　［略］

４　［略］

２　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

［表略］

［注１～３　略］

［削る］

４～10　［略］

［２の２・２の３　略］

［削る］

租税公課						
合計						

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。

［２　同左］

３　「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3(機能別接続料原価算入営業費明細表)を併せて提出すること。

４　［同左］

５　［同左］

２　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

［表同左］

［注１～３　同左］

４　「接続料原価」の欄に営業費を算入した値を記載した場合には、3(機能別接続料原価算入営業費明細表)を併せて提出すること。

５～11　［同左］

［２の２・２の３　同左］

３　機能別接続料原価算入営業費明細表

	音声伝送交換機能に算入する営業費の額	データ伝送交換機能に算入する営業費の額	ＭＮＰ転送機能に算入する営業費の額	ＳＭＳ伝送交換機能に算入する営業費の額
営業費				
電気通信の啓発活動に係るもの				
エリア整備・改善を目的とする情報収集に係るもの				
周波数再編の周知に係るもの				
合計				

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表１の項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。

２　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ロに掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第２項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該

	接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、２(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)及び２の２(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。 ３　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項第３号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、ＳＩＭカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記載すること。 ４　第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。
３　原価の合算 ［表略］ ［注１・２　略］ ３　「接続料原価」の欄には、１（音声伝送交換機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）、２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は２の３（データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、２及び２の２により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。 ［４　略］	４　原価の合算 ［表同左］ ［注１・２　同左］ ３　「接続料原価」の欄には、１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）、２（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、２の２（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は２の３（データ伝送交換機能のＳＩＭカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、２及び２の２により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。 ［４　同左］
様式第17の４の４（第23条の９の３関係） ［１～１の３　略］ ［削る］	様式第17の４の４（第23条の９の３関係） ［１～１の３　同左］ ２　ＭＮＰ転送機能に係る需要 項目 | 数値（単位：秒） | 備考 転送呼の通信時間 | | 注　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。
２　ＳＭＳ伝送交換機能に係る需要 ［表略］ 注　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。	３　ＳＭＳ伝送交換機能に係る需要 ［表同左］ 注　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ニに掲げる機能をいう。
様式第17の４の５（第23条の９の３関係） ［１～１の３　略］ ［削る］	様式第17の４の５（第23条の９の３関係） ［１～１の３　同左］ ２　ＭＮＰ転送機能の接続料 | | （設備等の算定上の区分） | 計 原価（単位：円） | |

利潤（単位：円）		
需要（単位：秒）		
（原価＋利潤）÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

注１　「ＭＮＰ転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。

２　設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行つている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行つていない場合は、単一の区分として記載すること。

３　設備等の算定上の区分の欄は、「（原価＋利潤）÷需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。

４　「当該機能による使用回数」の欄は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が１度使用される場合は「１」と記載すること。

５　「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。

６　注２から注５までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行つた算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

２　ＳＭＳ伝送交換機能の接続料

［表略］

注１　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ハに掲げる機能をいう。

［２～６　略］

３　［略］

様式第17の４の６（第23条の９の３関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

１　音声伝送役務

（単位：円）

	音声伝送交換機能			ＳＭＳ伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産												

注１　「ＳＭＳ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項ニに掲げる機能をいう。

［２～６　同左］

４　［同左］

様式第17の４の６（第23条の９の３関係）

役務別指定設備帰属明細表（レートベースの正味固定資産の算定）

事業年度　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

１　音声伝送役務

（単位：円）

	音声伝送交換機能			ＭＮＰ転送機能			ＳＭＳ伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産															

有形固定資産 （帳簿価額）													
機械設備													
空中線設備													
通信衛星設備													
端末設備													
市内線路設備													
市外線路設備													
土木設備													
海底線設備													
建物													
構築物													
機械及び装置													
車両及び船舶													
工具、器具及び備品													
休止設備													
土地													
リース資産													
建設仮勘定													
有形固定資産合計													
無形固定資産													
海底線使用権													
衛星利用権													
施設利用権													
ソフトウェア													
のれん													
特許権													
借地権													
リース資産													
その他無形固定資産													
無形固定資産合計													
電気通信事業固定資産合計													

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ハに掲げる機能をいう。

有形固定資産 （帳簿価額）													
機械設備													
空中線設備													
通信衛星設備													
端末設備													
市内線路設備													
市外線路設備													
土木設備													
海底線設備													
建物													
構築物													
機械及び装置													
車両及び船舶													
工具、器具及び備品													
休止設備													
土地													
リース資産													
建設仮勘定													
有形固定資産合計													
無形固定資産													
海底線使用権													
衛星利用権													
施設利用権													
ソフトウェア													
のれん													
特許権													
借地権													
リース資産													
その他無形固定資産													
無形固定資産合計													
電気通信事業固定資産合計													

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機

［２・３　略］

［２　略］

様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

機能別運転資本計算表（レートベースの運転資本の算定）

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本（年額）			
接続料原価			
―）減価償却費			
―）固定資産除却費			
―）租税公課			
小計			
接続料の収納までの平均的な期間			
運転資本（期間額）			

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表１の項ロに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ハに掲げる機能をいう。

２　「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表１（音声伝送交換機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

［３　略］

［削る］

４　「ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表１（音声伝送交換機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「ＳＭＳ伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

５　［略］

様式第20（第26条関係）

能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。

［２・３　同左］

［２　同左］

様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

機能別運転資本計算表（レートベースの運転資本の算定）

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	ＭＮＰ転送機能に係る運転資本の額	ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本（年額）				
接続料原価				
―）減価償却費				
―）固定資産除却費				
―）租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本（期間額）				

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表１の項ロに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。

２　「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

［３　同左］

４　「ＭＮＰ転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「ＭＮＰ転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

５　「ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の４の２表１（音声伝送交換機能、ＭＮＰ転送機能及びＳＭＳ伝送交換機能の接続料原価の算出）の「接続料原価」の「ＳＭＳ伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

６　［同左］

様式第20（第26条関係）

［略］ ［表略］ 注１　「電気通信役務の種類」には、電気通信事業法施行規則第27条第１号イ、ロ若しくはハ又は第２号に掲げる事項を記載すること。 ［２　略］	［同左］ ［表同左］ 注１　「電気通信役務の種類」には、電気通信事業法施行規則第27条第１項の号の細分の別を記載すること。 ［２　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第二条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（卸電気通信役務の提供に関する報告） 第四条の九　第二種指定電気通信事業者の特定関係法人であるもの（第二種指定電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる通信設備を設置する

（第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第三条　第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

第四条　法定機能は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

区分	機能の区分	内容
一　次項に掲げる場合以外の場合	［略］	［略］
	［略］	［略］
	ハ　ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能
［二　同上］		

［2　略］

第十四条　削除

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条　第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として、実績原価方式に基づき算定するものとする。

改正前

第四条　［同上］

区分	機能の区分	内容
一　［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	ハ　番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
	ニ　ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能
［二　同上］		

［2　同上］

（番号ポータビリティ転送機能の接続料）

第十四条　第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として、実績原価方式に基づき設定するものとする。

（ショートメッセージ伝送交換機能の接続料）

第十五条　第四条第一項の表一の項ニに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として、実績原価方式に基づき算定するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。